

## 公立大学法人兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科規程第2号 緑環境景観マネジメント研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科規則（以下「規則」という。）に基づき、公立大学法人兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）の履修方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(修了要件)

第2条 本研究科の修了要件は、次の各号の要件をすべて満たし、36単位以上修得するものとする。

(1) 基礎科目8単位以上修得

- ・緑環境景観マネジメント概論2単位修得
- ・フィールド植物観察演習Ⅰ（前期）1単位修得
- ・フィールド植物観察演習Ⅰ（後期）1単位修得
- ・植生景観構造論、緑地活用計画論、緑環境景観政策論のうちから2単位以上修得

(2) 応用科目のうちから10単位以上修得

(3) 発展科目のうちから10単位修得

- ・緑環境景観マネジメント企画演習Ⅰ（前期）1単位修得
- ・緑環境景観マネジメント企画演習Ⅱ（後期）1単位修得
- ・保全管理実践演習、活用デザイン実践演習、施策マネジメント実践演習のうちから8単位修得

(履修要件の登録の上限)

第3条 履修科目に関する習熟度を高め、修了生の質を高めるため、一年間に履修科目として登録することのできる単位数の上限は32単位とする。ただし、研究科長が認めた場合はその限りとししない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。